

旧優生保護法補償金等支給法への対応状況について

1 要旨・目的

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下、「補償金等支給法」という。）」に基づく補償金等の支給状況等について、令和 7 年 3 月末日までの状況を報告する。

2 現状・背景

- 昭和 23 年に議員立法により成立した旧優生保護法に基づき、平成 8 年までに、全国で 24,993 件、広島県で 457 件の優生手術（本人同意含む）が実施された。
- 平成 31 年 4 月 24 日に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下、「一時金支給法」という。）」が施行され、対象者への一時金支給制度が開始された。
- 令和 6 年 7 月 3 日に、最高裁判所大法廷判決により、旧優生保護法の優生手術に関する規定は憲法に違反し、当該規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法の適用上違法であるとされた。
- 令和 6 年 10 月 8 日に、補償金等支給法が議員立法により成立し、同年 10 月 17 日に公布、令和 7 年 1 月 17 日に施行された。

3 概要

（1）一時金支給制度と補償金等支給制度の比較

制度	一時金支給法に基づく 一時金支給制度（R7.1.16 まで）	補償金等支給法に基づく 補償金等支給制度（R7.1.17 から）
対象者	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方（請求日に生存している方）	①旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及び特定配偶者* ¹ （本人または特定配偶者が死亡している場合はその遺族* ² ） ②旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方 ③旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方
支給額 （非課税）	320 万円	①補償金として本人 1,500 万円、 特定配偶者 500 万 ②優生手術等一時金として 320 万円 ③人工妊娠中絶一時金として 200 万円
請求期限	-	令和 12 年 1 月 16 日
権利の認定	都道府県知事は認定に必要な調査を行う。 内閣総理大臣は請求に基づいて補償金等受給権の認定を行う。	
認定審査会	対象者であることが明らかな場合を除き、認定審査会で、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して判断する。	

※1 特定配偶者とは、本人の手術日から新法公布（令和6年10月17日）の前日まで
に婚姻（事実婚含む）していた者と、優生手術日の前日までに優生手術を理由に離婚
（事実婚の解消を含む）した者。

※2 補償金の支給を受けることができる遺族は、その者の死亡時の配偶者（事実婚含
む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫又は甥姪。

（2）県の実施内容

ア 相談対応・請求支援

平成31年3月28日に設置した専用受付窓口を、補償金等支給法施行後も引き続き設置
し、対象者等からの相談対応や請求書の受付、国への進達を行うとともに、医療機関や福
祉施設等に対する手術記録等の調査を実施している。

イ 周知・広報

医療機関、障害者支援施設、高齢者入所施設、市町等の関係機関等に対し、ポスター及
びリーフレット（別紙1、2）を配布し周知について協力を求めるとともに、県のホーム
ページや新聞広告等を活用して広報を実施している。

（3）相談等件数

《一時金支給法に基づく相談・請求件数》 平成31年4月～令和7年3月末日時点

	相談延件数	請求受付件数（認定件数）
広島県	161	24（17）
全国※ ³	8,962	1,405（1,190）

《補償金等支給法に基づく相談・請求件数》 令和7年1月～3月末日時点

	相談 延件数	請求受付件数（認定件数）						計
		補償金				優生手 術等一 時金	人工妊 娠中絶 一時金	
		本人	特定配 偶者	本人の 遺族	特定配 偶者の 遺族			
広島県	112	17 (8)	5 (1)	1	0	2	3	28 (9)
全国※ ³	3,159	618 (120)	144 (13)	156 (4)	71 (4)	55 (1)	47 (0)	1,091 (142)

※3 全国数値はこども家庭庁集計（数値には広島県分含む）。

（4）予算

令和7年度当初予算 6,104千円（国10/10）

（補償金等は国から請求者へ直接支払われるため、県予算は補償金等支給等業務に要する
事務経費のみ）

（5）今後の対応

補償金等の支給対象となる方が請求期限内に請求できるよう、引き続き、関係機関と
連携し、相談対応や請求支援、制度周知に取り組んでいく。

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

対象となる方に補償金等を支給します。

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定の障害や疾病のある方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い、執行し優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的に係る施策を推進してきたことにつきまして、深刻にその責任を認め深く謝罪いたします。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことにつきまして、深く謝罪いたします。

補償金の支給

対 象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひまご曾孫又はおいめい甥姪))

支給額:本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対 象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額:320万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対 象:旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額:200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

【請求期限】令和12年1月16日

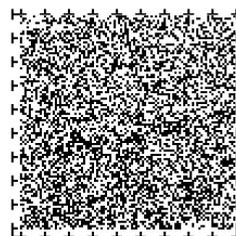
お問い合わせ先

具体的な補償金等の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。
ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。
各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。

こども家庭庁

手話字幕動画は裏面に記載した特設サイトからご覧になれます。

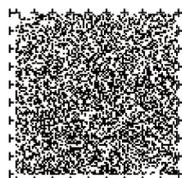
このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和7年1月17日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・☒メールアドレス・🌐ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711 FAX 011-232-4240 ☒ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 ☒ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 ☒ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 ☒ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 ☒ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 ☒ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 ☒ boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金、一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 ☒ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ☒ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ☒ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 ☒ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501(専用) FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiwase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 ☒ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ntf5/yuse-toiwase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933(専用)のほか県保健所 FAX 025-285-8757 ☒ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3493 ☒ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用) FAX 076-225-1423 ☒ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286(こども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ☒ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 ☒ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 ☒ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 ☒ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 ☒ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-7493 ☒ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 ☒ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ☒ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4792 ☒ kyuhohoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ☒ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 ☒ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 ☒ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2642 FAX 073-428-2325 ☒ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145(福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ☒ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 ☒ yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-225-7283 ☒ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 ☒ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 ☒ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ☒ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 ☒ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ☒ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-823-9658 ☒ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3260 ☒ kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 ☒ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 ☒ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 ☒ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 ☒ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 ☒ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5561 ☒ yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ☒ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

☒ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~17:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法補償金等特設サイトや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

旧優生保護法補償金等特設サイト
(手話字幕動画もご覧になれます。)



と どう ふ け ん ま ど く ち 都道府県の窓口

令和7年1月17日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・Eメールアドレス・ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711 FAX 011-232-4240 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金・一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501(専用) FAX 043-224-4085 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)・045-210-4727 FAX 045-210-8860 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiawase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933(専用)のほかに県保健所 FAX 025-285-8757 ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3493 akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用) FAX 076-225-1423 yuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286(こども未来課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-7493 kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4792 kyuhu-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2642 FAX 073-428-2325 e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145(福祉保健課)のほかに県総務事務所 FAX 0857-26-8116 yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974(専用)・0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-225-7283 yuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほかに県保健所 FAX 088-621-2843 kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほかに県保健所 FAX 089-912-2399 healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-823-9658 yuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3260 kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 yusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5561 yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 aa031305@pref.okinawa.lg.jp

旧優生保護法 による こどもが できなくなる 手術 などを つけた人 や おなか の中の 赤ちゃん を うめなく された人 と ご家族 へ

お金 を 受けとる ことが できます。

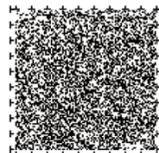
旧優生保護法補償金等支給法 について

令和 6年 10月 に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律 が できました。

この法律 は 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく
こども が できなくなる 手術 など を うちたり おなか の 中の
赤ちゃん を うめなく され からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を
うけた 方々 に対して お金 を 払う こと を 定めています。
被害 を 受けた 方々 に対して 国 として
せき にん を みとめ 深く しゃざい します。

こども家庭庁

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



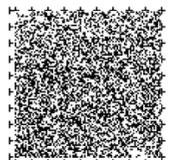
くわしく は こども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を みてください。

旧優生保護法
補償金等特設サイト

「旧優生保護法 による 優生手術・人工妊娠中絶 などを受けた方 とご家族 へ」
https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin



手話字幕画 も ご覧 になります。



お金をうけとることができる人は
どのような人ですか？
また、うけとるお金はいくらですか？

補償金

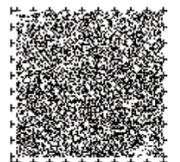
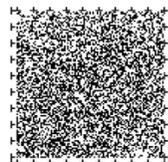
- こどもができなくなる手術などをうけた人
→ 1500万円です。
 - こどもができなくなる手術などを
うけた人の結婚相手
→ 500万円です。
- ※本人が亡くなっている場合にはその家族がうけとることができます。

優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術などをうけた人
→ 320万円です。
- ※補償金をうけた場合もうけとることができます。

人工妊娠中絶一時金

- おなかの中の赤ちゃんをうめなくされた人
→ 200万円です。
- ※優生手術等一時金をうけた場合はうけとることができません。



いつまで手続きができますか？

令和12年の1月16日までです。

まずは住んでいる都道府県や
こども家庭庁の窓口に
相談しましょう。

ご希望があれば手続きを
弁護士が無料でお手伝いします。

- 都道府県の窓口は次のページにあります。
- こども家庭庁の窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00～17:00
(月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)